

新しいコミュニティのかたち アクションプラン

【資料編】



大野城市

H23.3.31ver



資料編 目次

1. コミュニティ条例 P 1
2. コミュニティセンターが新しくなりました！ P 11
3. パートナーシップのまちづくり市民意識調査 P 16
4. 使ってバンク ○○コミ P 19
5. ふるさとづくり志民（しみん）運動 P 21
6. 新コミュニティ交付金制度 P 24
7. 新コミュニティ構想推進のための人的支援 P 31
8. 地域行政センターの分掌事務（案） P 34
9. NPO法人（指定管理者）組織図（案） P 35



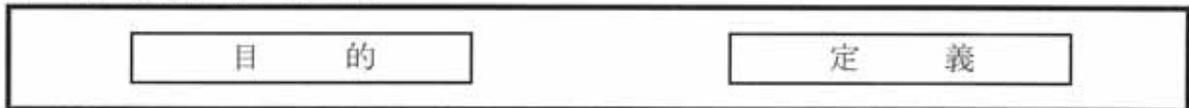
コミュニティ条例の制定について

条例の概要 〈骨格図〉

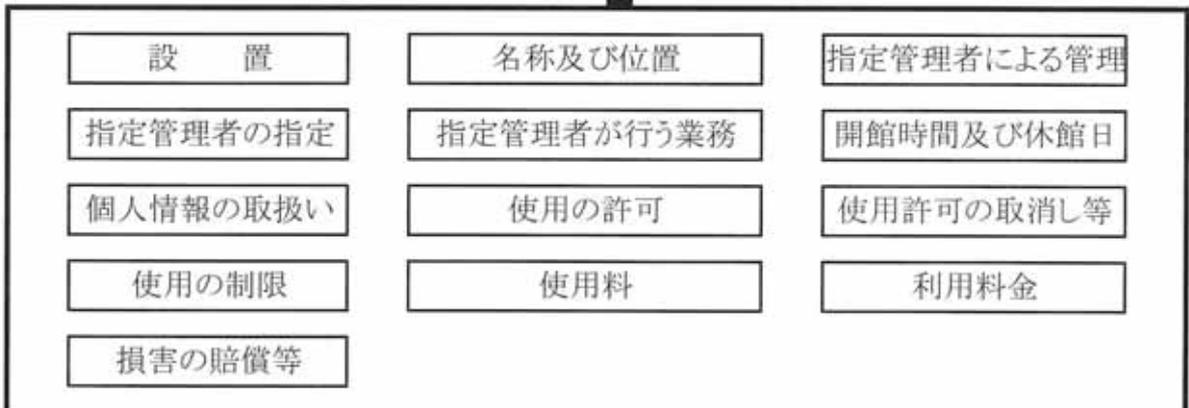
前 文

- これまでの大野城市⇒協働の形の完成
- 共働(新しい公共サービス)への移行
 - ・コミュニティセンターの新しい役割 ……パートナーシップのまちづくりの拠点施設
(コミュニティ運営委員会・パートナーシップ活動支援センター・地域行政センター・コミュニティ協議会)
 - ・市民が主役の人づくり、まちづくり
地縁団体、志縁団体の対等な関係での住民自治
市民と行政が対等な関係で役割分担し、課題の解決

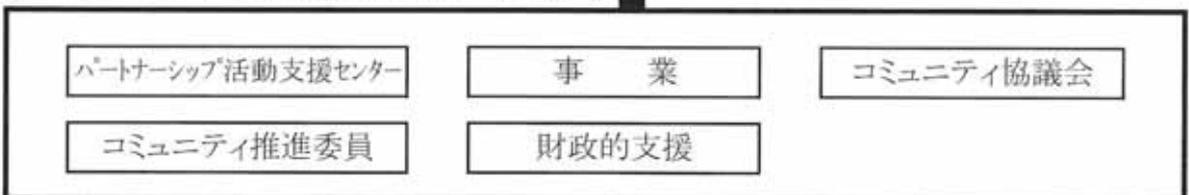
第1章 総 則(第1条－第2条)



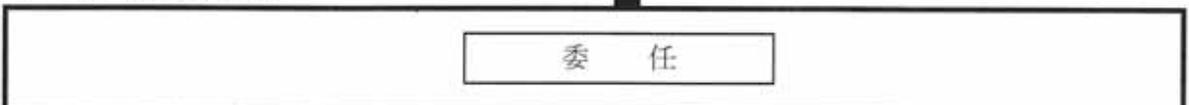
第2章 コミュニティセンター(第3条－第15条)



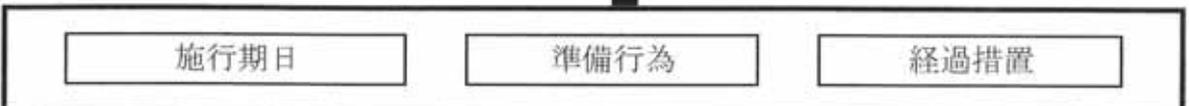
第3章 コミュニティ活動支援(第16条－第20条)



第4章 雑 則(第21条)



附則



大野城市コミュニティ条例

平成22年12月22日

条例第23号

大野城市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年条例第35号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 コミュニティセンター（第3条―第15条）

第3章 コミュニティ活動支援（第16条―第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

前文

大野城市は、人と人との心の融和を図りながら、地域ぐるみでまちづくりを推進するためのさまざまな取組を行い、全国的にも先進のコミュニティ都市として発展してきました。

地域では、区やコミュニティ運営委員会などの地縁組織を中心に、まちづくり、ボランティア、生涯学習、親睦・交流などのコミュニティ活動が積極的な市民参加により実践され、市も、これらの活動に対して支援し、協調しながら、相互に協力する協働によるまちづくりを推進しています。

これからは、先人達がこれまで築いてきたまちづくりのしくみとそれを支えるコミュニティを基盤に、住民、市民活動団体、特定非営利活動法人、事業者及び行政がそれぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な立場で取組を行う共働のまちづくりを推進します。

そのために、市民力や職員力を十分に発揮できるよう、コミュニティセンターを拠点として、コミュニティ運営委員会、パートナーシップ活動支援センター、地域行政センターの三つの組織を設置し、地域の課題や新たに生まれる課題の解決に向けて取

り組んでいきます。

これらの組織を調整する機関として、コミュニティ協議会を設置し、それぞれの組織が一体となって、地域の特性や独自性を活かした取組を展開していきます。

私たちは、“市民と行政のパートナーシップで、自治力みなぎるコミュニティ”の実現を目指しています。

この目指すべき姿の実現に向かって、コミュニティセンターを核に、共働でコミュニティ活動を実践し、“住んでいてよかった、住んでみたい”とすることができる活気に満ちた魅力ある大野城市であるために、ここに「コミュニティ条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、コミュニティを核としたまちづくりの推進に必要な事項及び当該まちづくりの拠点となるコミュニティセンターに関し必要な事項を定めることにより、本市が目指すまちのかたちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コミュニティ 住民一人ひとりの結びつきにより形成されるまとまりや広がりのことをいう。

(2) 地区コミュニティ 区を単位とした地区ごとのまとまりをいい、それぞれの構成は、次に掲げるとおりとする。

ア 南地区 牛頸区、平野台区、月の浦区、南ヶ丘1区、南ヶ丘2区、つつじヶ丘区

イ 中央地区 上大利区、下大利区、東大利区、下大利団地区、白木原区、瓦田区

ウ 東地区 釜蓋区、井の口区、中区、乙金区、乙金台区、乙金東区、大池区

エ 北地区 上筒井区、下筒井区、山田区、雑餉隈町区、栄町区、仲島区、畑詰区

(3) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、住みよい環境を築くため

の取組全般のことをいう。

- (4) 市民 個人及び地域団体、市民活動団体、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、企業など、本市のまちづくりを担う可能性を持つ全ての主体のことをいう。
- (5) パートナーシップ 市民相互又は市民及び行政が情報と目標を共有し、明確な役割分担のもと、対等な立場で、地域の課題解決を図るために連携することをいう。
- (6) 共働 パートナーシップの関係のもと、地域の課題解決を図るために必要な取組を行うことをいう。

第2章 コミュニティセンター

(設置)

第3条 市民と行政のパートナーシップによるまちづくり及び生涯学習活動の推進のための拠点施設として、地区コミュニティごとにコミュニティセンターを設置する。

(名称及び位置)

第4条 設置するコミュニティセンターの名称、位置及び設置される地区コミュニティは、別表第1のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第5条 コミュニティセンターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定)

第6条 コミュニティセンターの指定管理者は、地区コミュニティにおけるまちづくりの拠点としてのコミュニティセンターの管理に最も適した当該地区コミュニティの住民等で構成するNPO法人又はそれに類する団体とする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により申請した団体が、第1項の要件に該当すると認めるときは、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。
- 4 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) コミュニティセンターの使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務
 - (2) コミュニティセンターの利用料金(第14条第1項に規定する利用料金をいう。)の徴収、利用料金の還付等に関する業務
 - (3) コミュニティセンター及び付属設備等の維持管理及び補修に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、コミュニティセンター(第16条に規定するパートナーシップ活動支援センターを含む。)の管理及び運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務
 - (5) その他前各号に付随又は関連する業務
- (開館時間及び休館日)

第8条 コミュニティセンターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 コミュニティセンターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月第3火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)のときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(個人情報の取扱い)

第9条 指定管理者は、第7条の業務を行うに当たり、個人情報の漏えいの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は第7条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(使用の許可)

第10条 コミュニティセンターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、第7条の業務上必要があると認

めるときは、条件を付すことができる。

(使用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) その他第7条の業務において支障があると認められるとき。

(使用の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は付属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 第7条の業務を行うために必要な指示又は指導に従わないとき。
- (4) その他第7条の業務において支障があると認められるとき。

(使用料)

第13条 使用者は、別表第2に定める額に100分の105を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第14条 使用者は、コミュニティセンターの利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、地方自治法第244条の2第9項の規定により、第13条第1項に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 指定管理者は、既納の利用料金は還付しない。ただし、規則で定める事由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

5 指定管理者は、規則で定める事由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(損害の賠償等)

第15条 使用者は、その責めに帰すべき事由により施設若しくは付属設備を破損し、又は滅失させたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第3章 コミュニティ活動支援

(パートナーシップ活動支援センター)

第16条 コミュニティセンターに、パートナーシップ活動支援センターを置く。

(事業)

第17条 パートナーシップ活動支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 共働のまちづくり活動の育成及び支援に関すること。
- (2) 共働のまちづくり活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 共働のまちづくり活動に関する調査及び研究に関すること。
- (4) NPO法人、ボランティア団体（ボランティア活動を行う団体をいう。）等の育成及び支援に関すること。
- (5) 地域行政センター及びコミュニティ運営委員会と共働して行う事業に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、共働のまちづくり活動の推進のために必要な事業に関すること。

(コミュニティ協議会)

第18条 コミュニティ運営委員会、パートナーシップ活動支援センター及び地域行政センターの調整機関として、コミュニティ協議会を設置する。

(コミュニティ推進委員)

第19条 市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進するため、各コミュニティセンターにコミュニティ推進委員を置く。

2 委員は、非常勤特別職とし、市長が委嘱する。

3 委員には、別に定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(財政的支援)

第20条 市長は、市民活動の促進を図るため、コミュニティ協議会及び共働のまちづくり活動を行う団体に対し、予算の範囲内で活動資金の助成その他の必要な財政的

支援を行うことができる。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(経過措置)

3 指定管理者にコミュニティセンターの管理を行わせる場合においては、当該指定管理者が管理を行うこととされた日前に市長がした承認その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為(同日以後の使用に係るものに限る。)は、当該指定管理者がした承認その他の行為又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者は、この条例第10条の許可を受けた者とみなす。

別表第1 (第4条関係)

地区コミュニティ	名称	位置
南地区	南コミュニティセンター	大野城市南ヶ丘五丁目9番1号
中央地区	中央コミュニティセンター	大野城市中央一丁目5番1号
東地区	東コミュニティセンター	大野城市大池二丁目2番1号
北地区	北コミュニティセンター	大野城市御笠川一丁目17番1号

別表第2 (第13条関係)

(1) 専用使用料

(1時間当たり、単位：円)

区分 施設名	使用料金	照明料金	冷暖房料金	摘要
-----------	------	------	-------	----

ふれあいホール	200	180		
多目的室	200	180	800	
小体育室	180	無料		
視聴覚室	200	無料	200	
研修室	180	無料	200	
交流室	180	無料	200	
健康室	200	無料	200	
調理コーナー	100	無料	無料	調理台 1 台
談話室	100	無料	100	

備考

- 1 健康室は南コミュニティセンターのみとする。
- 2 営利目的のための使用及び入場料を徴収する場合の使用における使用料金の額は、この表に掲げる使用料金の額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 3 ふれあいホール、研修室及び交流室を部分的に使用する場合の使用料の額は、全部を使用する場合の2分の1の額とする。
- 4 使用料の計算において、1時間未満の時間はこれを1時間とする。
- 5 多目的室の附属設備の使用料は、次のとおりとする。

(単位：円)

設備	単位	金額	摘要
移動イス席	1式	100	1回当り
移動ステージ	1式	100	

(2) 個人使用料

(1時間当たり、単位：円)

区分	金額	摘要
小・中学生	30	照明料金を含む。
大人 (高校生以上)	50	

備考

- 1 個人使用で冷暖房を使用する場合は、使用する部屋の専用使用料に定める冷暖房料金を別に徴収する。
- 2 視聴覚室、調理コーナー(調理台1台につき)は、専用使用のみの使用とする。

- 3 オープンスペースの個人使用料（冷暖房料金を含む。）は、無料とする。（談話室をオープンスペースとして使用する場合を含む。）
- 4 使用料の計算において、1時間未満の時間はこれを1時間とする。

コミュニティセンターが新しくなりました！

コミュニティ構想実現のための計画「新しいコミュニティのかたち」（素案）に基づき、大野城市が目指す「共働」の活動拠点としての施設となるように、大野城市内4つのコミュニティセンターを再整備しました。

市民の皆様にとって、より身近なコミュニティセンターとして再スタートしますのでぜひご利用ください。

こんなことができるようになります(一部有料)

○備品の利用（一部有料）

【貸し出し】 パソコン・プロジェクター・スクリーン・メールボックス

【施設備付】 検索性パソコン・カラー印刷機・ポスタープリンター・ラミネート紙折り機・裁断機

○施設の利用

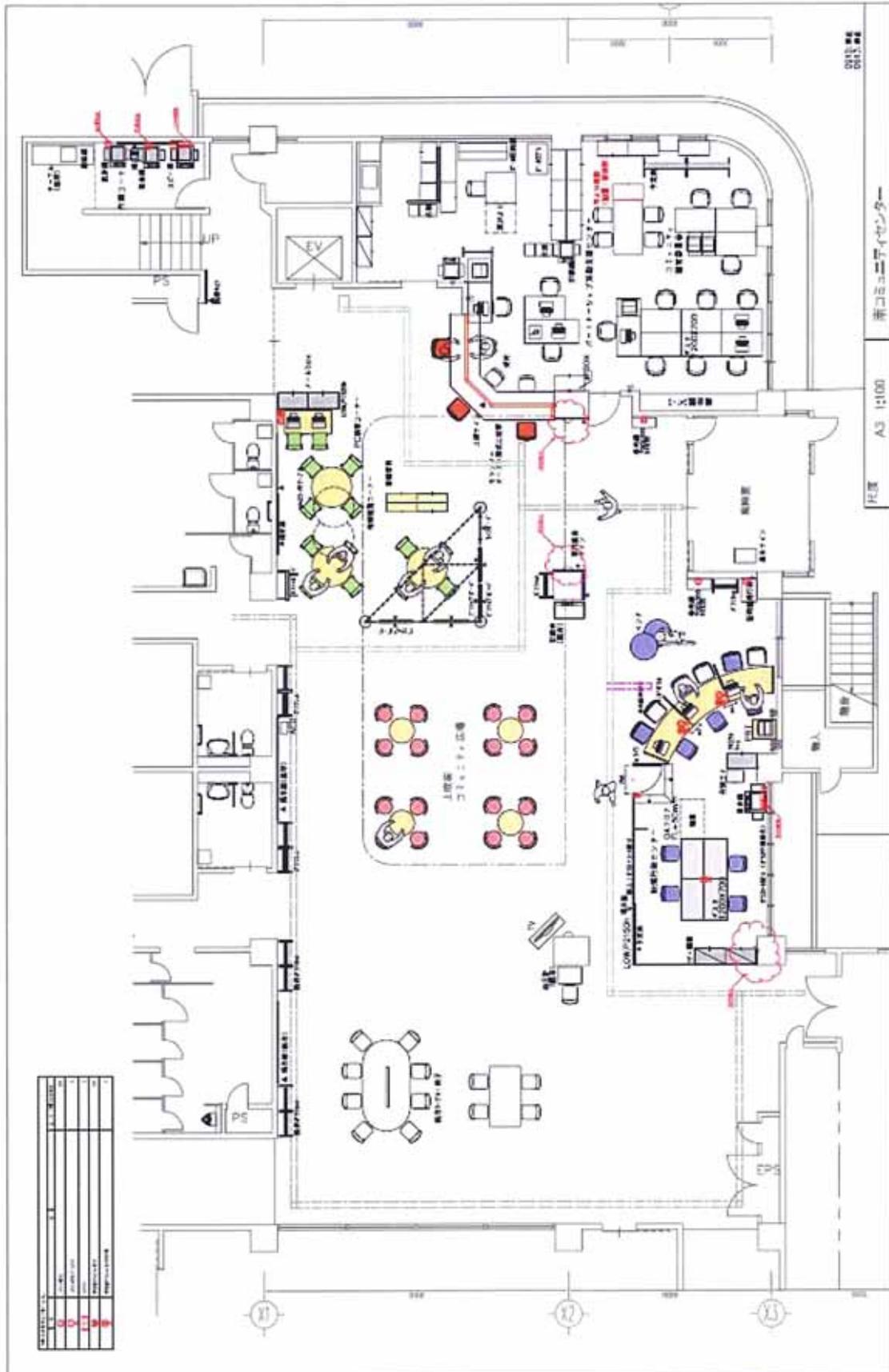
【フリースペース】 小会議、待ち合わせなどご利用できます。

【情報コーナー】 NPO・ボランティア等の活動、募集などの情報収集ができます。また、活動をする上で役立つ情報を掲示しています。

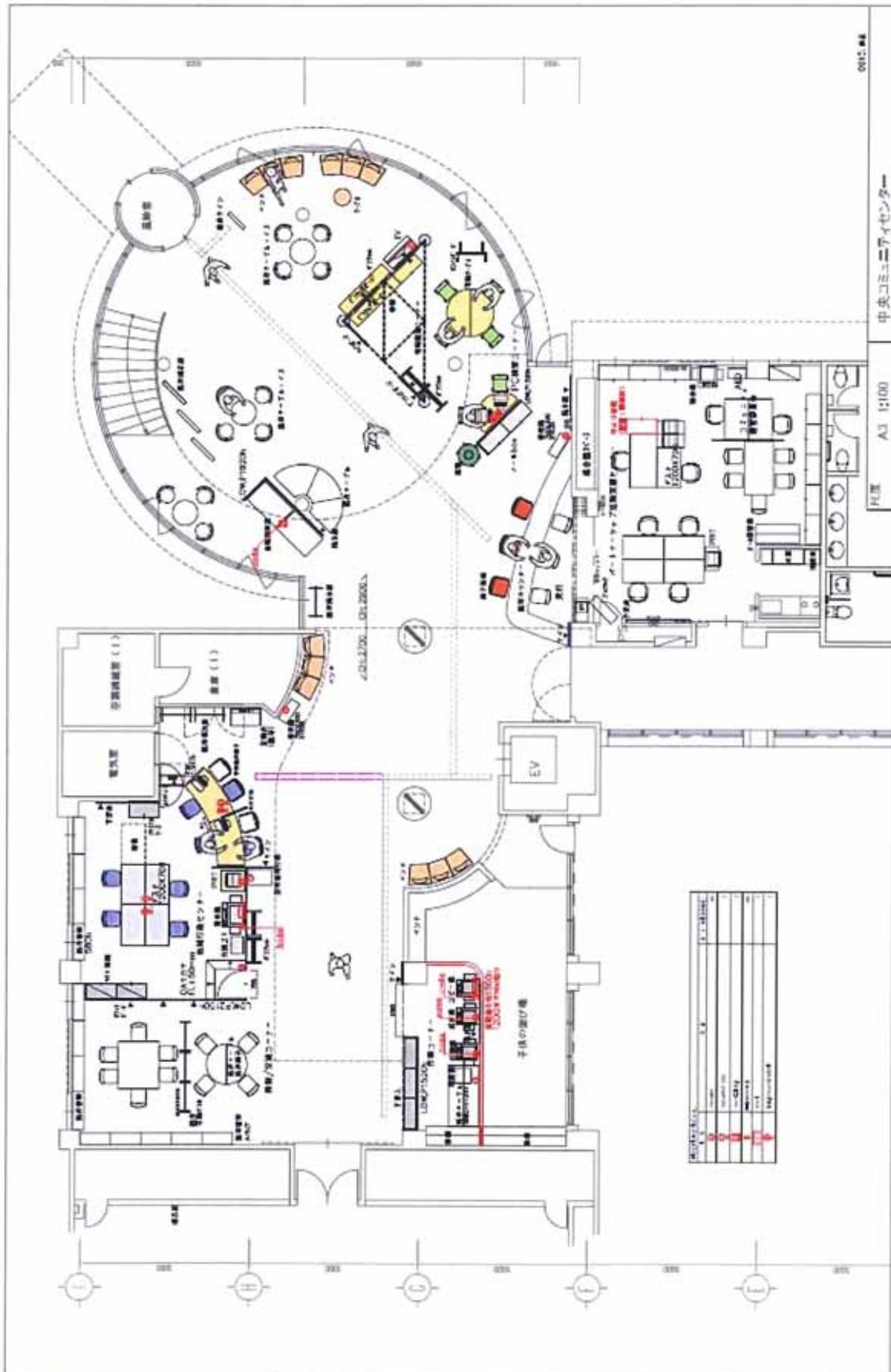
カラー印刷機・ポスタープリンター
プロジェクター・メールボックス等
を新しく準備します。
みなさん、どうぞご利用ください！！



南コミュニティセンター平面図



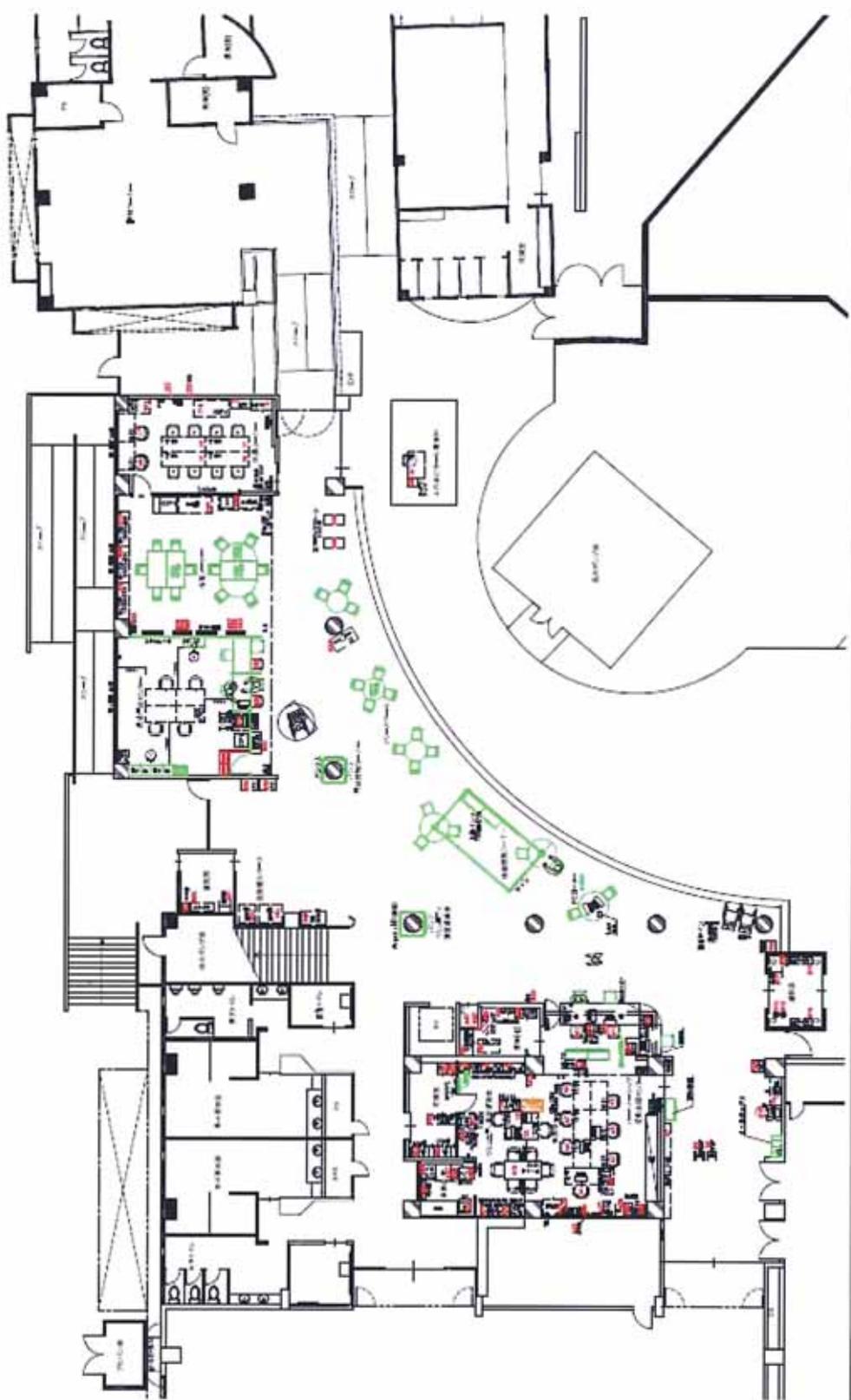
中央コミュニティセンター平面図



東コミュニティセンター平面図



北コミュニティセンター平面図



北コミュニティセンター

パートナーシップのまちづくり市民意識調査

目的：コミュニティセンターに創設するパートナーシップ活動支援センター等において、地域と行政が共働で取り組む地域課題を明らかにするために、基礎資料を収集します。

調査期間：平成22年12月1日（水）～平成23年1月31日（月）

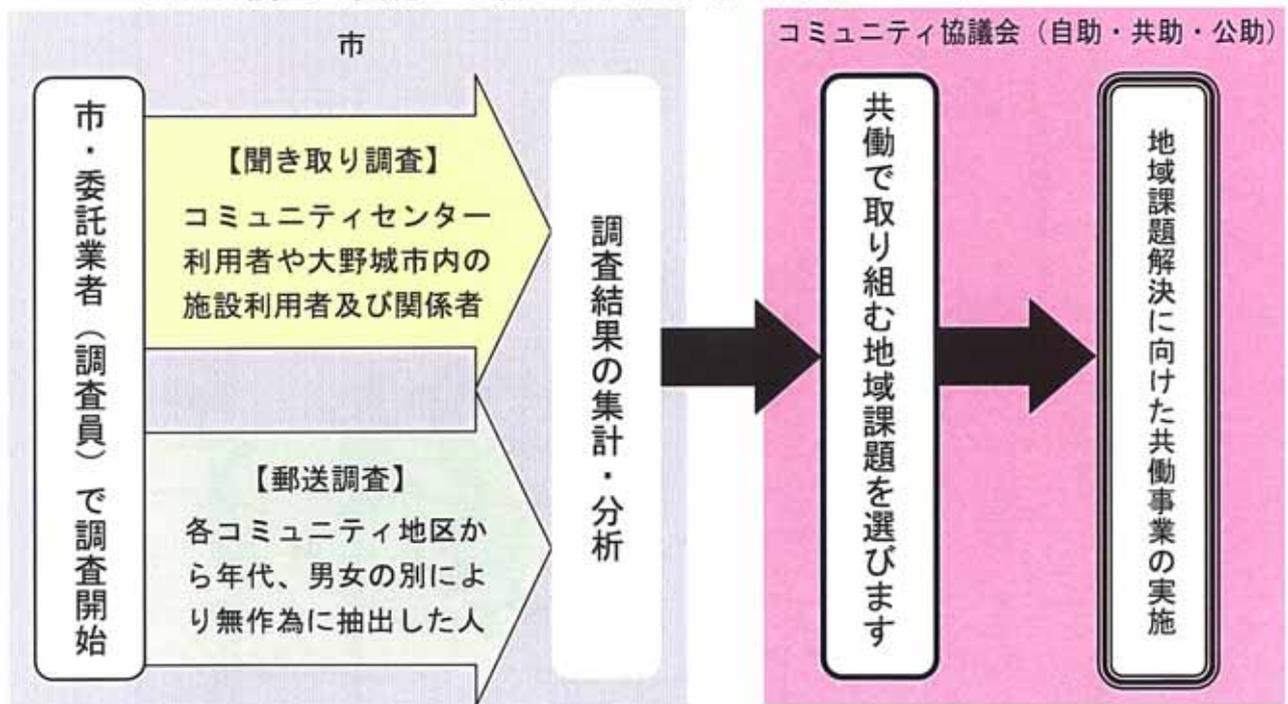
※ 集計・分析をして、報告書は3月下旬にできあがる予定です。

方法：●コミュニティセンター利用者や大野城市内の施設利用者及び関係者に、調査員が聞き取り調査を行います。また、各コミュニティ地区から年代、男女の別により無作為に抽出した人に調査票を郵送し、調査を行います。

●返ってきた調査票と聞き取り調査の結果を集計・分析し、報告書を作成します。報告書を参考にして、共働で取り組むべき地域課題を選びます。

●地域課題解決に向けて、『コミュニティわくわく推進事業』にて取り組んでいきます。

★★★調査の実施から新たな共働事業の展開までの流れ★★★



パートナーシップのまちづくり市民意識調査について

1 委託業務名

パートナーシップのまちづくり市民意識調査事業

2 実施期間

平成 22 年 12 月 1 日（水）～平成 23 年 3 月 25 日（金）

3 事業目的

平成 20 年 6 月に策定した新コミュニティ構想に基づき、コミュニティセンター内に創設するパートナーシップ活動支援センター等において、地域と行政が共働で取り組むべき地域課題を明らかにするために、基礎資料を収集します。

4 事業概要

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業（県費補助）を活用した民間業者への委託方式により、調査員を配置し、市民及び施設利用者（関係者含む）を対象に調査を実施します。

新コミュニティ構想及び平成 22 年 2 月に本市で開催したコミュニティ別懇談会でまとめた「これから取り組むべき課題」をふまえ、市民意識調査を行い、集計・分析し、コミュニティセンター内に新設するパートナーシップ活動支援センターで、取り組む共働事業を選ぶ上での判断材料とする調査結果を取りまとめて報告します。

5 業務内容

①現在、離職中または離職予定の者をハローワークからの紹介により、委託業者が緊急雇用し調査を行います。

②市が提示する調査票（例）に調査項目などの過不足があった場合は、専門的な立場からアドバイスを与え、調査票を改訂し 2 回以上校正を行い、市の事前確認を受けます。

③調査を実施します。

20 歳以上の市民及び施設利用者（関係者含む）を対象に、共通する調査票を使用して、下表のとおり調査を行います。

④調査結果の集計・分析、報告書作成し、報告書を提出します。

	聞き取り調査	郵送調査
票 数	420 票程度	1,000 票
対象者	南・中央・東・北のコミュニティセンター利用者、次頁記施設の利用者及び関係者	各コミュニティ地区から年代、男女の別により無作為に抽出した人
備 考	調査員が聞き取り調査を行う。	送付用・返信用封筒（長 3、長 4 サイズ）、宛名ラベルシールは市が準備する。調査票の作成・印刷、返信用封筒の印刷、送付用封筒への封入・発送、返信用封筒の返送にかかる費用は受託者負担とする。

※ 調査実施に伴い、市民やコミュニティ協議会からの要望などにより、調査日数や調査票数が増減することがあります。

6 調査実施条件

曜日 月曜から日曜の間で受託者が任意に設定し、事前に市の確認を受けること。
 時間帯 原則として午前8時30分から午後5時
 (ただし、聞き取り調査は上記の時間外でも実施することとし、市と事前協議を行い実施すること。)

参考：コミュニティセンターの開館時間 午前9時～午後9時

【聞き取り調査対象とする施設】

No.	施設名	住所	票数(めやす)
1	社会福祉協議会	曙町2-3-2	10票
2	ボランティアセンター	(総合福祉センター)	10票
3	障がい者地域活動支援センター	上大利5-18-8	10票
4	中央在宅介護支援センター	上大利1-3-9	10票
5	悠生園在宅介護支援センター	大城5-28-1	10票
6	南在宅介護支援センター	つつじヶ丘3-1-31	10票
7	北在宅介護支援センター	仲畑3-10-21	10票
8	まどか園	大字瓦田127-48	10票
9	はまゆうワークセンター大野城	大城5-28-3	10票
10	ひいらぎ	平野台4-31-1	10票
11	みぎわ工房	白木原4-1-5-101	10票
12	県身体障害者授産指導所	曙町2-4-18	10票
13	地域包括支援センター	瓦田4-2-1	10票
14	子ども療育支援センター		10票
15	子ども情報センター		10票
16	子ども相談センター	曙町2-2-1(市役所)	10票
17	子育て支援センターみなみ	下大利1-18-28 (大野南保育所内)	10票
18	子育て支援センターつつい	筒井5-15-18 (筒井保育所内)	10票
19	ファミリー交流センター	つつじヶ丘2-5-1	10票
20	デイケアルーム大野城(松田小児科2階)	下大利1-7-8	10票
21	個人宅開放サロン(平野台)		10票
22	個人宅開放サロン(瓦田)		10票
23	その他コミュニティ協議会等準備委員会が指定する施設及び広報で公募した施設・団体等		

使ってバンク ○○コミ（骨子案）

1. 目的

地域活動に積極的に参加したいという意欲を持った人材の登録制度を整備し、必要な人材情報を収集・活用することにより、地域における人的資源の活用を推進し、人材育成やコミュニティ活動を推進する。

★★地域における人材の交通整理を行います。（Aさんと Bさんの橋渡し）★★

A「地域ではこんなことをしてくれる方を探しています。」

B「私はこんなことで地域の活動にご協力します。」

2. 実施時期

H23 年度に制度整備、H24 年度に運用スタート

3. 登録の対象

個人、スポーツ団体、文化団体、NPO、事業所など

4. 事業の実施

人材・団体の登録、制度の案内等の事務・受付は各コミュニティのパートナーシップ活動支援センターで行う。

※事業の運営は各コミュニティでそれぞれ行われるが、バンクに登録した人材情報等については、相互運用できるよう制度設計時に検討を行う。

5. バンク登録者への各種優遇措置

- ・パートナーシップ活動支援センター内みんなのワーキングコーナー（印刷機、ポスタープリンター、裁断機など各種備品あり）の使用上の優遇
- ・コミュニティ施設（コミュニティセンター・学校開放施設等）の利用に関する優遇
- ・登録者（NPO、事業所等）への地域応援協力価格での優先発注の推進

6. 各種PR活動

- ・各種イベント等での出張登録会の開催
- ・大野城市広報への登録者募集の掲載
- ・スポーツ団体、文化団体への登録呼びかけ

7. 有償ボランティアも制度として整備

交通費・弁当代等の実費を弁償することでボランティアへの参加促進

※実費弁償の財源の一部として、NPO 法人「共働のまち大野城 ○○コミ」が創設する「コミュニティ活動応援ファンド」の活用を検討する。

8. 利用者が頼みやすい仕組み、登録者が実費の弁償を受け取りやすい仕組みづくりを検討（プラン例）

- ・困っていることをバンクにお願いするための記入票「お願いカード」を作成
- ・お願いする事項の費用弁償の一部として使用できる「ありがとう券」を作成

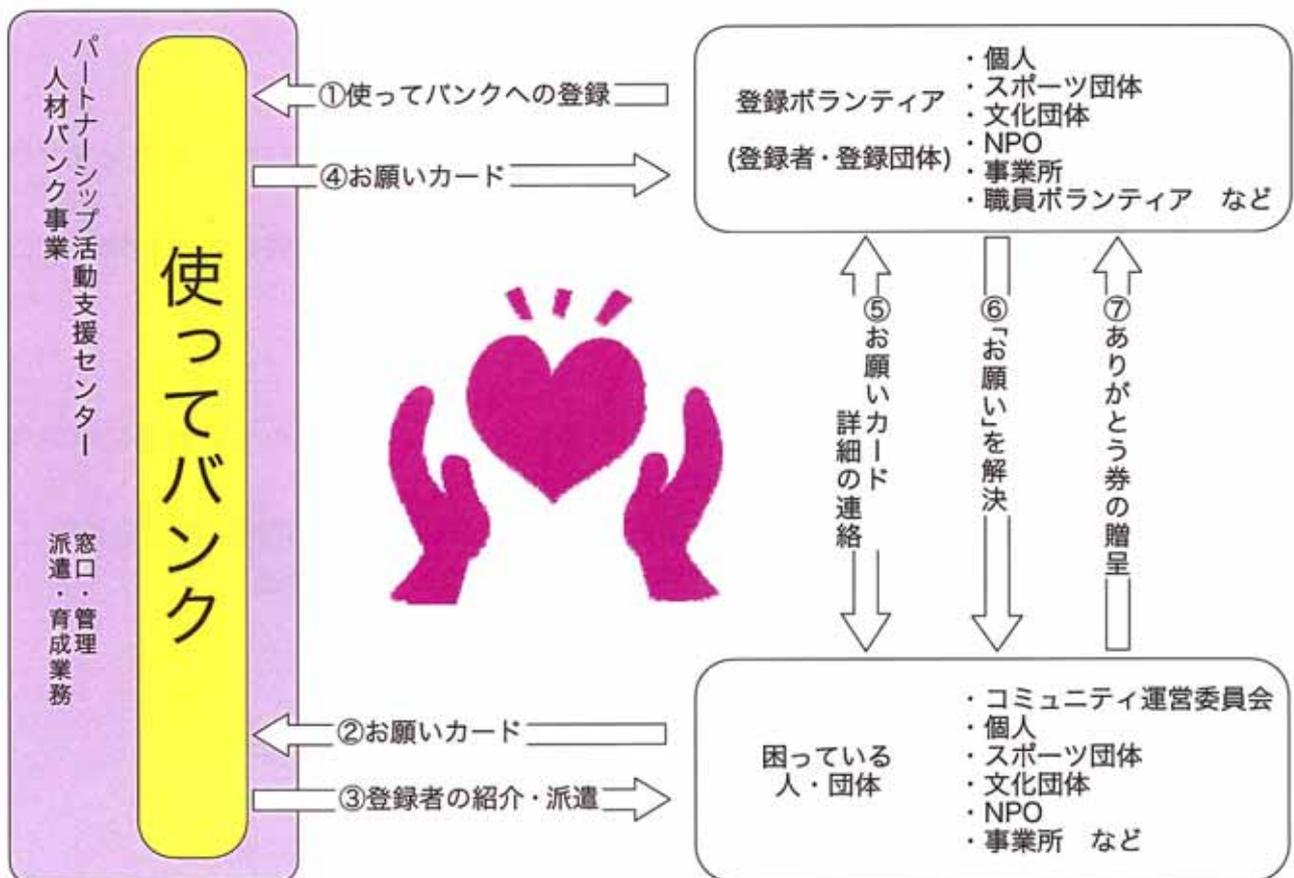
※「お願いカード」「ありがとう券」については、翌年度以降の制度設計時に検討を行う。

9. ポイント

各種地域イベントへの運営スタッフ、参加者としての参加呼びかけに登録者リストを活用
他市町村における類似制度との相違点

- ・講師、〇〇教室の先生等の登録ではない
- ・個人だけではなく、団体としての登録も行う

使ってバンク イメージ図



ふるさとづくり志民（志皆＝しみん）運動について

目的：人と地域の縁をつなぎ、結ぶ、大野城市の新しいコミュニティづくりに参加・協力する輪を広げるため、市民をはじめ社会奉仕の志を持った応援者からの寄付金を募り、コミュニティが行う事業を支援する志民（しみん＝市民）運動を展開します。

方法：

コミュニティ広報、市報、市ホームページ、市民団体等に依頼して、志皆（しみん）運動をPRし、市民及び市外の賛同者リストを作成します。

寄付をお願いするお便りを送ります。

寄付の申し出を受けた場合

寄付の申し出を受けなかった場合

市は寄付金と同額をまちづくりパートナー基金へ積み立て(②)

・納付書の発送
・納付書による寄付金の納入(①)
(市財政課が所管)

寄付の申込みがなかった人へ、2回目の協力依頼文書を送送します。

まちづくりパートナー基金
(① + ②)

寄付申出者とリスト協力者にお礼状を送ります。

①の寄付金と②の基金繰出金の合計額を新コミュニティ交付金としてコミュニティ協議会へ交付

寄付者に対し、所得税の確定申告を案内する案内状、確定申告書の書き方見本を送ります。

確定申告



コミ運及び区に配分	パートナーシップ活動支援センターに配分	協力した市民団体等に配分
-----------	---------------------	--------------

★リストの更新

初年度に作成したリストに名前が掲載されていない人を、市民団体等や「使ってバンク」登録団体等を通して発掘します。

*ふるさと納税制度による寄付金（大野城ふるさと応援寄付金）をマッチングギフト方式により、寄付金と同額をまちづくりパートナー基金に積み立てます。

*コミュニティ協議会に新コミュニティ交付金として交付された、比較的用途の自由度が高い資金を共働のまちづくりに活用します。

ふるさとづくり志民（志皆）^{しみん}運動の骨子案について

1 目的

人と地域の縁をつなぎ、結ぶ、大野城市の新しいコミュニティづくりに参加・協力する輪を広げるため、市民をはじめ社会奉仕の志を持った応援者からの寄付金を募り、コミュニティが行う事業を支援する市民運動を展開します。

2 実施主体

コミュニティ協議会、コミュニティ協議会に協力する市民団体等

3 内容

①この運動は、「ふるさと納税」制度を活用します。

②この運動により、市に寄付された寄付金（ふるさと納税）は、寄付金と同額を市が予算から支出するマッチングギフト方式により、寄付金の2倍の額がまちづくりパートナー基金に積み立てられます。

③寄付者が寄付する際に、指定した寄付金の使い道（意思）に基づいたコミュニティとの共働事業を展開するため、比較的自由度の高い、新コミュニティ交付金が市からコミュニティ協議会に交付されます。

なお、事業の指定がない寄付金については、コミュニティ協議会が市民意識調査等により把握した地域課題（ニーズ）の解決を図るために、コミュニティわくわく推進事業の事業費等に活用します。

4 方法（寄付の流れ）

①平成23年度に、市民団体等との意見交換会をコミュニティ協議会の主催により実施し、その結果を反映した実施要項を制定します。

※平成24年度にこの運動を開始します。

②みんなが寄付によるまちづくりに参加・協力し、社会奉仕の志の輪を広げる志民^{しみん}運動を展開するため、市外に居住している親類や友人がいる市民等にコミュニティ広報、市報、市ホームページで幅広くPRします。

③市民団体等に依頼して、寄付を依頼する市民及び市外者（本市に何らかのご縁がある人）の名簿を提出してもらい、前記②のPRで集まった賛同者を含む市民及び市外の賛同者リストを作成します。

④前記③のリストに掲載された人に、お便りで寄付金を募ります。

★市民団体等から名簿を提出していただいた賛同者

⇒コミュニティ協議会会長と市民団体等の代表者の連名でお便りを出す。

☆上記以外の賛同者⇒コミュニティ協議会会長名でお便りを出す。

⑤賛同者から寄付の申し出があり、市に寄付されます。

⑥市が寄付額と同額を予算から支出するマッチングギフト方式により、寄付金の2倍の額がまちづくりパートナー基金に積み立てられます。

⑦寄付者が指定した寄付金の使い道（意思）に基づいたコミュニティとの共働事業等を展開するため、市から比較的自由度の高い新コミュニティ交付金がコミ

ユニティ協議会に交付されます。この交付金の中から、名簿を提出してくれた市民団体等に事務費等協力金を寄付金額に応じて配分します。

- ⑧また、一定額以上の寄付をしてくれた市外居住の寄付者には、コミュニティ広報と市パンフレット（又は市報）を送ります。

5 寄付依頼額

寄付をお願いする額は、1口 2,000円とします。

- ・2口以上の寄付者には、寄付金額から2,000円を差し引いた額が税の確定申告により還付されます。

【例】5口寄付した場合 10,000円（寄付額）－2,000円＝8,000円（還付額）

※税の確定申告については、コミュニティ協議会が申告書作成の支援を行います。

6 実施時期

平成23年度 市民団体等との意見交換会、事前準備

平成24年度 ^{しみん}志民運動開始

7 その他検討事項：「ふるさと応援アドバイザー」について

大野城市を市外から応援してくれる方々を、「ふるさと応援アドバイザー」に任命し（市長の委嘱）、大野城市のPR活動を行ってもらおう。また、市への意見や寄付のお願いなども必要に応じて行っていく。詳細については今後検討を行う。

【イメージ】

- ・年に1回、市の広報やお知らせを送り、併せて大野城市への意見（フォーマットを作成する。）を頂くこととする。
- ・同時に市への寄付のお願いも行う。
- ・様々な機会を捉え、大野城市のPR活動をしてもらう。

新コミュニティ交付金制度(骨子案)

○目的

新コミュニティ構想に基づく新しいコミュニティのかたちづくりの推進の中で財政面における制度整備として「新コミュニティ交付金」を新設する。

○交付対象

各地区のコミュニティ協議会

○「新コミュニティ交付金」を構成する5種類の交付金

1. コミュニティ協議会交付金
2. ふるさとづくり志民(しみん)運動交付金
3. コミュニティわくわく推進事業交付金
4. コミにまかせんしゃい交付金(地域分権自治創造交付金)
5. 共働き提案事業交付金

1. コミュニティ協議会交付金 (H23年度～)

【概要】

コミュニティ協議会の活動費・運営費やコミュニティわくわく推進事業計画策定に係る経費・ふるさとづくり志民(しみん)運動に関する経費などの事務費部分を交付するもの。

【金額】

25万円×4コミュニティ協議会=100万円

※上記金額をベースに予算編成の中で額を確定

2. ふるさとづくり志民(しみん)運動交付金

【概要】

～人と地域の結びつきによる～ ふるさとづくり“^{しみん}志民”運動により、まちづくりパートナー基金に寄付された金額について、マッチングギフト分を含めてコミュニティ協議会に交付金として交付する。交付金は用途の自由度が高い交付金とする。

【金額】

ふるさとづくり志民(しみん)運動による寄付金見込み(目標)額と連動する。

※「マッチングギフト」…寄付金と同額を市が上乗せして資金を積み立てる方法

3. コミュニティわくわく推進事業交付金

【概要】

コミュニティ協議会が自助（コミュニティ運営委員会）・共助（パートナーシップ活動支援センター）・公助（地域行政センター）の3組織及び区と共にコミュニティわくわく推進事業（コミュニティプロジェクト）の実施のために必要な経費を、申請によりコミュニティ協議会に交付するもの。

※コミュニティわくわく推進事業（コミュニティプロジェクト）

…地域の課題解決のため、魅力ある住みよい地域をつくるために、コミュニティ協議会自らが、やりたい、やらなければと認めた地域独自の事業

【金額】

事業申請額

【事業例】

①他市町村における事業例

- ・ホタルの里整備、維持管理事業
- ・休耕田の子供農園への活用事業
- ・もちつき大会、昔遊びの開催事業
- ・農産物直売所設置運営事業

②昨年の地区別懇談会で提案された事業イメージ

- ・独居老人の見守り、巡回等の高齢者支援事業
- ・ゴミの処理、ペット飼育等地域住民のマナーアップ事業
- ・地域の相互協力（意識の醸成）、地域の交流に積極的に参加を呼びかけるための推進事業
- ・子どものための地域の居場所づくり事業
- ・須恵器の郷づくり事業
- ・地域の見守りコミュニティ交番設置事業

4. コミにまかせんしゃい交付金（地域分権自治創造交付金）

【概要】

- ① 市がメニュー化した分権型事業（市役所が行っている事業）のなかから、コミュニティ協議会が地域で取り組むことでより効果が高くなることが期待できる事業を選択して取り組む場合に、その事業費（市役所各課の予算額、人件費等を考慮した額）を交付する。
- ② 区（地域）などが行っている事業をコミュニティ協議会が取り組む場合に、当該事業に対する補助金、助成金の額をコミュニティ交付金として交付する。

【金額】

- ・市役所各課の事業費（増額もあり得る）
- ・当該事業に対する補助金、助成金の金額

【事業例】

- ・道路側溝関係事業：道路清掃事業、道路凸凹簡易補修事業
- ・公園広場関係事業：公園清掃事業、遊具点検等管理事業
- ・河川治山関係事業：河川クリーンアップ事業、不法投棄監視等業務
- ・緑地環境関係事業：害虫等駆除事業、花壇整備事業
- ・防犯防災関係事業：街灯、防犯灯維持管理業務
- ・健康福祉関係事業：高齢者世帯支援事業
- ・伝統文化関係事業：史跡文化財維持管理事業

5. 共働き提案事業交付金

【概要】

市民による積極的な地域課題解決のための活動について、コミュニティ協議会が支援を行う事業、「共働き提案事業」について交付する。

【金額】

コミュニティ別に限度額の枠内（金額は次年度以降の制度設計時に検討）

【共働き提案事業について】

（1）目的

市民による積極的な課題解決のための活動をコミュニティ協議会が財政、人材両面から支援し、多様な団体等による活動を促進させ、パートナーシップによる地域活性化を実現する。

★今回の制度の目的は「団体」を育てることではなく、地域を元気にする様な「事業」を育てることである。

（2）対象となる活動

- ・地域の課題、問題を解決する活動
 - ・市民と行政の共働による新たな公共サービスの提供等に関する活動
- ★（例）通学路見守り活動 昔遊びの開催事業 資源ごみ分別事業

（3）対象団体

- ・地縁団体（シニアクラブやこども会などの区の構成団体や隣組組織等）
 - ・志縁団体（ボランティア団体、NPO など）
- ※上記の5人以上の団体

（4）人的支援

「使ってバンク」からの人的支援や行政からの専門的な分野における支援を制度として整備する。

★事業の内容を提案団体とコミュニティ協議会及び行政が熟慮する期間を設ける仕組みを検討

（5）ポイント

①書類及びプレゼン審査

- ・事業の企画について、コミュニティ協議会設置の審査会が、書類審査とプレゼン審査を実施する。（地域行政センターとの共催）
- ・事業によっては「コミュニティわくわく推進事業」等への採用もあり得る。

②市役所所管課とのパートナーシップ

- ・事業実施に先立ち、事業の企画を担当する所管課との協議・調整を必要により行っていく。

- ・事業実施に関しても、必要に応じて所管課との役割分担を行う。

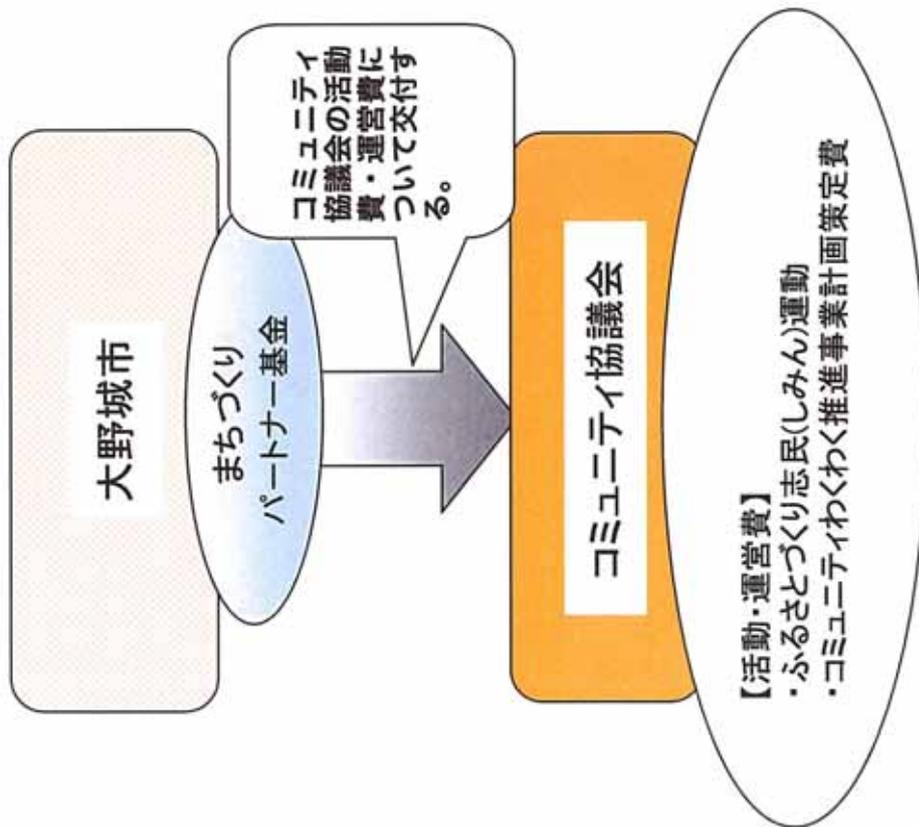
③活動報告会の開催

- ・活動報告会を実施する。(地域行政センターとの共催)
- ・改善点の検討や支援継続の可否を判断する場とする。
- ・コミュニティ協議会事業としての採用もあり得る。

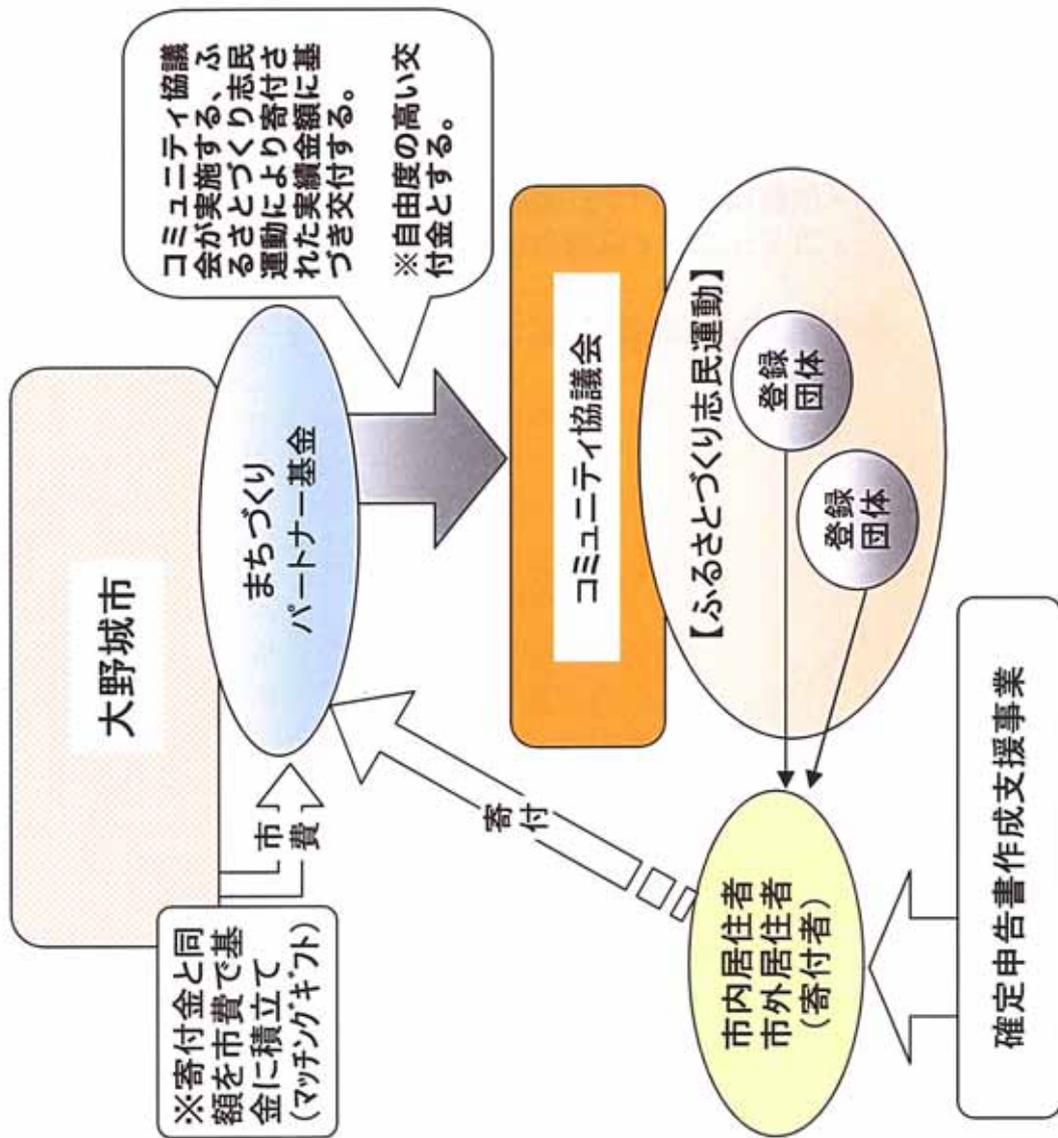
④申請団体(志縁団体)は「使ってバンク」への登録を行う。

【新コミュニティ交付金 イメージ図】

1. コミュニティ協議会交付金

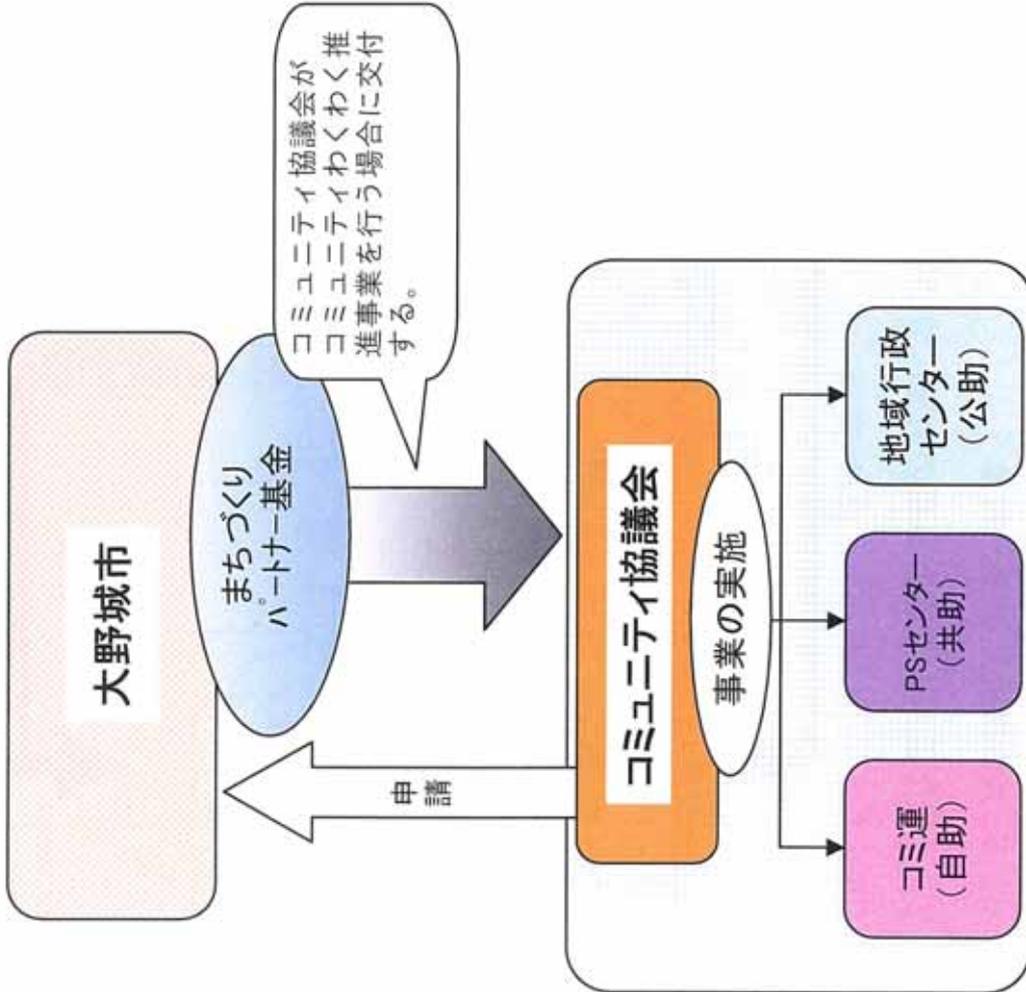


2. ふるさとづくり志民(しみん)運動交付金

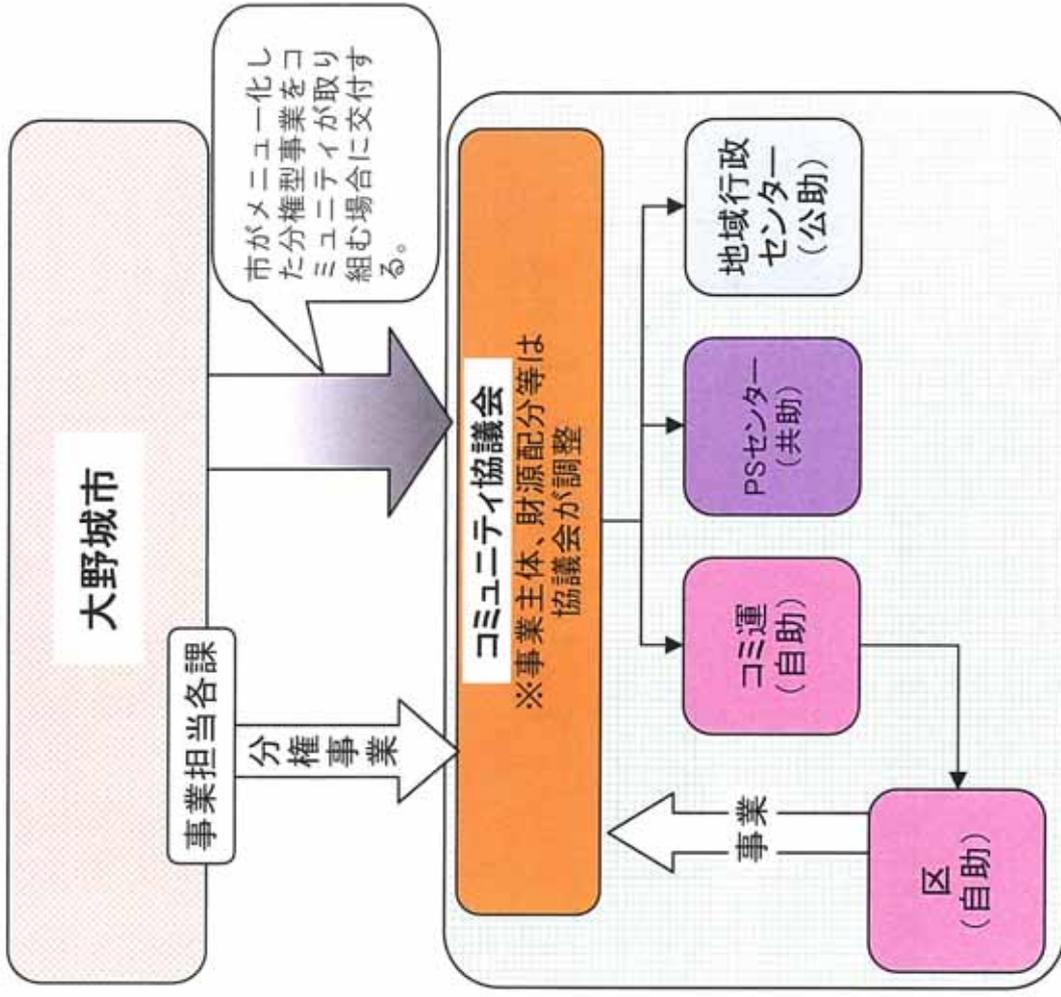


【新コミュニティ交付金 イメージ図】

3. コミュニティわくわく推進事業交付金



4. コミにまかせんしやし事業交付金
(地域分権自治創造交付金)

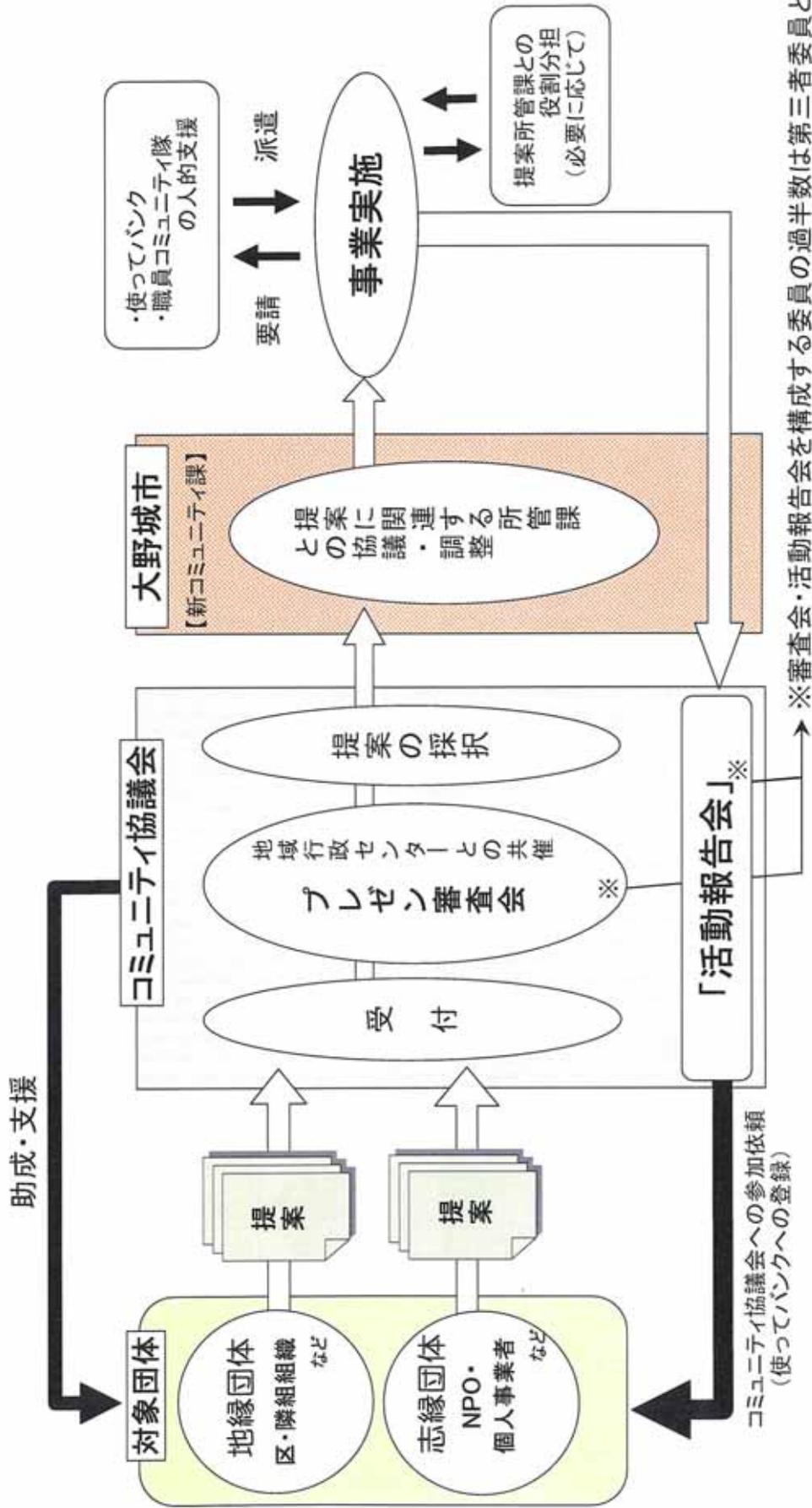


※「PSセンター」は、「パートナーシップ活動支援センター」の略称です。

【新コミュニティ交付金 イメージ図】

5. 共働き提案事業交付金

◎ 下記共働き提案事業の実施について、コミュニティ別の限度額の枠内で交付金を交付する。



新コミュニティ構想推進のための人的支援（骨子案）

①コミュニティ担当職員制度

目的	<p>・大野城市が進めるパートナーシップによるコミュニティづくりを推進するためには、市民と行政が情報と目標を共有し、それぞれが対等な立場で連携し、共働することが求められています。特に、事業の実施段階だけでなく、地域が抱える課題の発掘から、その課題解決のためのプランづくりまでの段階においても、市民と行政が連携し、共働する仕組みづくりが必要となっています。</p> <p>・そこで、市の各部長が推薦するコミュニティ担当職員（行政）とコミュニティ推進委員（市民）が連携し、共働して、新たな課題の発掘とその解決に向けたプランニングなどに取り組みます。このコミュニティ担当職員とコミュニティ推進委員は、コミュニティ協議会の下部組織（プロジェクト・チーム「わくわく推進会議」月に2回程度開催）として位置づけます。</p> <p>なお、「わくわく推進会議」のグループリーダーは、コミュニティ協議会委員（地域行政センター所長）とします。</p> <p>・また、このコミュニティ担当職員制度は、共働のまちづくりに対する職員の意識向上（意識改革）と、アドバイスやコーディネート能力等を備えた職員育成のための実践研修も兼ねることとします。</p>
配置条件	<p>・平成23年度は12名設置します。（各コミュニティ3名、うち新コミュニティ課職員1名）</p> <p>・設置する12名の内訳は、新コミュニティ課職員4名を除き、市民意識調査等を参考に、コミュニティごとの課題・ニーズを勘案して、各部に振り分けます。</p> <p>・最終的には24名体制とする考えです。（各コミュニティ6名、うち新コミュニティ課職員1名）</p> <p>・コミュニティ担当職員の任期は、新コミュニティ課職員以外は1年とし、原則として再任はしません。但し、設置初年度については、平成23年度～24年度の2年間とします。</p> <p>・コミュニティ担当職員は、新コミュニティ課職員以外、原則として主査または係長を目安とし、新規異動職員でない職員を基本とします。</p>
主な役割	<ol style="list-style-type: none"> 1. コミュニティと行政（新コミュニティ課及び所管課）のパートナーシップ推進役に関すること。 2. コミュニティわくわく推進事業（地域まちづくり計画）の策定事務への参画に関すること。 3. 市が行っている事務事業のコミュニティ移管（分権）計画の策定事務への参画に関すること。 4. コミュニティ協議会、コミュニティ運営委員会、パートナーシップ活動支援センター及び地域行政センターに対する事務支援及び助言等に関すること。
経費	<p>・業務遂行に必要な経費は、コミュニティ協議会の負担とします。ただし、職員の人件費（時間外勤務手当等）は市が負担します。</p>
その他	<p>・情報と目的の共有等を図るため、コミュニティ推進委員とのコミュニティ別会議及び、4地区コミュニティ合同会議を必要に応じて開催します。</p>

②コミュニティ推進委員制度

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ協議会が推薦または公募等により選考し、コミュニティ協議会会長が委嘱したコミュニティ推進委員（市民）とコミュニティ担当職員（行政）が連携・共働し、新たな課題の発掘とその解決に向けたプランニングなどに取り組みます。このコミュニティ推進委員とコミュニティ担当職員は、コミュニティ協議会の下部組織（プロジェクト・チーム「わくわく推進会議」）として位置づけられます。なお、コミュニティ推進委員については、コミュニティ協議会会長委嘱に加えて、市長委嘱も同様に行い、その活動部分に対して報酬が支給されます。 						
委嘱条件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度は8名設置します。（各コミュニティ男女1名ずつ） ・「新しいコミュニティのかたち」の進捗により、委員の増員を図ります。 ・任期は2年とし、再任を妨げないこととします。 						
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ担当職員の主な役割と同じ。 						
経費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行に必要な経費は、コミュニティ協議会の負担とします。ただし、市長委嘱による委員報酬及び費用弁償は市の負担となります。 ・報酬は1人日額2,500円とします。 <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">(年間経費) 見込額</td> <td style="padding-right: 10px;">報酬</td> <td>480,000円（2,500円×24回×8名）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>費用弁償</td> <td>480,000円（2,500円×24回×8名）</td> </tr> </table> <p>※ 体育指導委員と同様に、事業参加時は無償（市長委嘱以外の活動）とします。</p>	(年間経費) 見込額	報酬	480,000円（2,500円×24回×8名）		費用弁償	480,000円（2,500円×24回×8名）
(年間経費) 見込額	報酬	480,000円（2,500円×24回×8名）					
	費用弁償	480,000円（2,500円×24回×8名）					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情報と目的の共有等を図るため、コミュニティ担当職員とのコミュニティ別会議及び、4地区コミュニティ合同会議を必要に応じて開催します。 						

③職員コミュニティ隊

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の社会貢献の一環として、各コミュニティ協議会に所属する任意のボランティアグループを公募し、職員コミュニティ隊を組織します。 ・職員コミュニティ隊は、自主的に、またはコミュニティ協議会の要請に基き、コミュニティ運営委員会、区及びパートナーシップ活動支援センターが行う各種事業に参加し、必要な取り組みを行います。
目標数	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度発足時の目標数は80名とします。（各コミュニティ20名）
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回（第2または第4金曜日）ローテーションにより、2人1組のペアでコミュニティ内一斉夜間パトロールに参加する。 ・コミュニティ運営委員会、区及びパートナーシップ活動支援センターが行う各種事業にスタッフ等として年1回以上参加するか、または各種イベントに市役所チームとして年1回以上参加する。
経費	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業に参加した場合の経費は、事業主体の負担とします。ただし、職員ボランティア個人に係る経費は、本人が負担します。

④ (仮称) 地域活動インターンシップ研修制度

<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の共働のまちづくりに対する職員の意識向上（意識改革）を図り、具体的な行動につなげていくことを目的とした職員研修の一環として、区の業務に職員を参画させる地域活動インターンシップ研修制度を設けます。 ・この地域活動インターンシップ研修制度は、コミュニティ活動の体験の中から市民とのコミュニケーション能力の向上を図るとともに、人脈づくりを行うなどの体験型研修とします。
<p>研修生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各区に2年～3年に1回程度、職員を研修生として派遣します。 ・研修期間は3ヶ月を目安とします。 ・派遣は、平日の夜間、土・日・祝日の場合は、半日または1日単位とします。 ・研修生として派遣する職員は、原則として新規異動職員でない職員を基本とします。
<p>主な役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区が行う各種事業や企画会議等にスタッフ補助員等として参画します。 ・研修生として学習するとともに、区の活動の活性化を図るため、市職員として専門知識の活用・アドバイス等を必要に応じて行います。
<p>経 費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区における研修生の活動経費は区の負担とします。ただし、研修生の人件費（時間外勤務手当等）は市が負担します。また、研修生の個人的な活動経費は職員の自己負担とします。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動インターンシップ研修制度の詳細は、人事法制課と協議しながら平成23年度中に作成し、平成24年度からスタートする予定です。

地域行政センターの分掌事務（案）

- (1) 地域行政センターの管理運営及び備品等の管理に関する事。
- (2) 市長が指定する各種証明書の交付及び手数料の徴収に関する事。
- (3) 市長が指定する各種申請書等の預かり処理等に関する事。
- (4) 上下水道使用料の預かり処理に関する事。
- (5) コミュニティ運営委員会（区を含む。）及びパートナーシップ活動支援センターとの連絡調整に関する事。
- (6) 地域コミュニティ活動団体への指導・助言に関する事。
- (7) コミュニティ協議会との連携に関する事。
- (8) 分権型地域コミュニティづくりの推進及び調整に関する事。
- (9) アドバイザリー会議の運営に関する事。
- (10) コミュニティ防犯パトロールカーの運行支援並びに高齢者移動支援事業の活動支援に関する事。
- (11) 災害発生時のコミュニティ内における災害情報の把握等に関する事。
- (12) コミュニティ情報の発信、区ホームページの管理運営支援及びコミュニティセンターホームページの管理運営に関する事。
- (13) 地域行政センターの財務会計及び庶務に関する事。
- (14) その他前各号に付随又は関連する業務に関する事。

以上

NPO法人(指定管理者)組織図(案)

